

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！



対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した
大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件
を満たしていること
住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯



進学先で学ぶ意欲があ
る学生であること
成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額）
（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

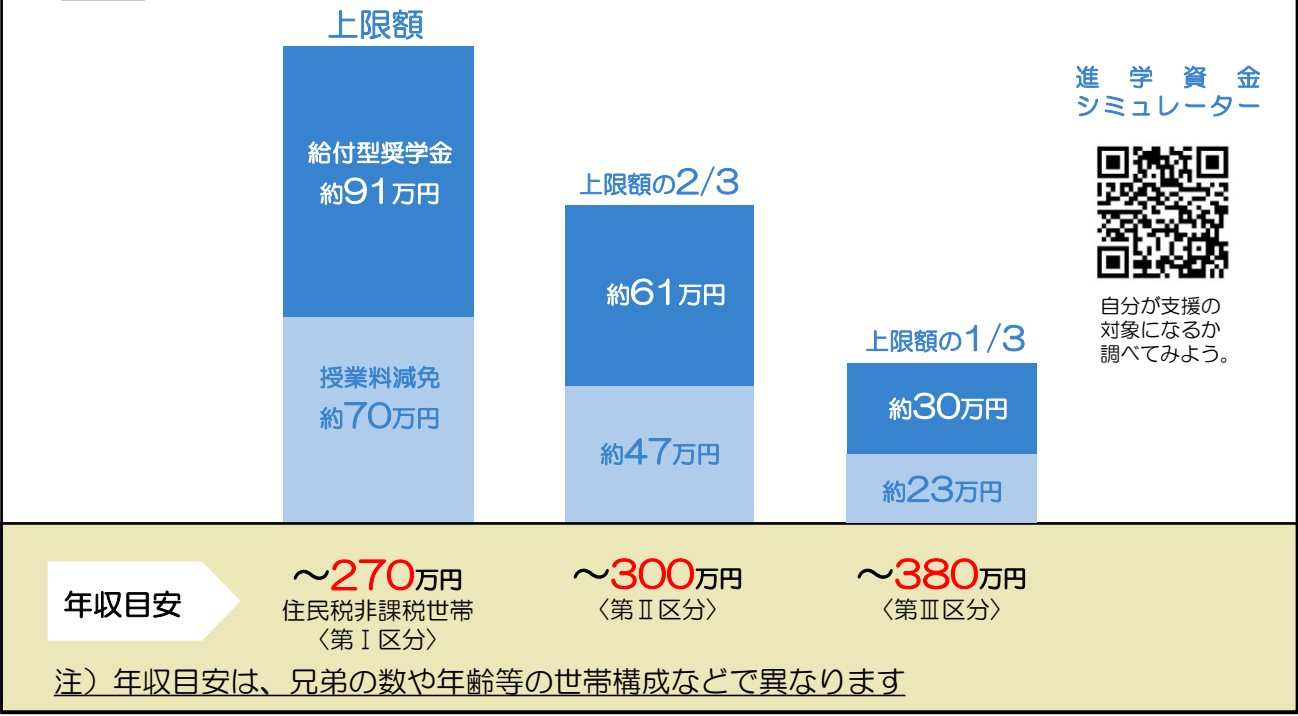
区 分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	約 35万円	約 80万円
	私立	約 46万円	約 91万円
高等専門学校	国公立	約 21万円	約 41万円
	私立	約 32万円	約 52万円



世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例 4人家族〈本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生〉で、
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額(年額)
（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28万円	約 54万円	約 26万円	約 70万円
短期大学	約 17万円	約 39万円	約 25万円	約 62万円
高等専門学校	約 8万円	約 23万円	約 13万円	約 70万円
専門学校	約 7万円	約 17万円	約 16万円	約 59万円



家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

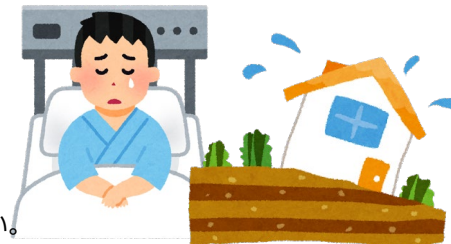
送付資料 2

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

父母等による暴力等からの避難（※１）、
生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、
失職（※２）、災害等（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象）
（※１）公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付
（※２）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年２回（４月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	４月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）	左記に準ずる額（年間所得の 見込額 を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年１回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

家計急変時の支援に関する学生等への案内（詳細版）

予期できない事由（下表該当事由）により、家計が急変した場合は、授業料等減免及び（日本学生支援機構が実施する）給付型奨学金の緊急支援を申し込むことができます。

1. 家計急変の事由と証明書類

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合、緊急支援を申し込むことができます。

事由（※注1）	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記の <u>いずれか</u> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票の除票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（若しくは両方）又は本人が <u>事故若しくは病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 <u>及び</u> ・（被雇用者の場合）雇用主による病気休暇（休職）等に係る証明書（※注2）
C：生計維持者の一方（若しくは両方）又は本人が <u>失職</u> （非自発的失業（※注3）の場合に限る。）	下記の <u>いずれか</u> ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者又は本人が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 ①上記A～Cの <u>いずれかに</u> 該当 ②被災により、生計維持者の一方（若しくは両方）が生死不明若しくは行方不明又は生計維持者の一方（若しくは両方）若しくは本人が就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書
E：本人が父母等による <u>暴力等から避難</u> するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった（※注4）	・公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）

【注】

- (1) 本制度は、低所得世帯の学生等に限って支援の対象とするものであり、家計が急変する事由が生じたことにより、収入が減少していることが前提となります。このため、収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、本制度の緊急支援の対象としては想定していませんが、年2回実施する定期的な申し込みや、貸与型奨学金緊急・応急採用への申込は可能です。（審査の上、要件を満たす場合はこれらの支援の対象となります。）
- (2) 雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）について、①当該休暇（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書（様式又

はこれに準ずる書面）の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。

- (3) 「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コード【1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)】に該当する場合をいいます。

1A(11) 解雇(3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む)
1B(12) 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21) 雇い止めによる解雇(期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき)
2B(22) 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C(23) 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合)
2D(24) 契約期間満了により退職(更新について、更新なしと明記があった場合等で、労働者、事業主同意のもとに計画期間満了となり退職)
2E(25) 定年退職、移籍出向
3A(31) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32) 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33) 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間 12ヵ月以上)
3D(34) 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間 12ヵ月未満)
4D(40) 正当な理由のない自己都合退職
4D(45) 正当な理由のない自己都合退職(受給資格等決定前に被保険者期間が2ヵ月以上)
5E(50) 背任行為、懲戒事由に基づく被保険者の重大な責による退職
5E(55) 背任行為、懲戒事由に基づく被保険者の重大な責による退職(受給資格等決定前に被保険者期間が2ヵ月以上)

上記の「非自発的失業」に該当しない、下記の事由については、被災した場合(前頁表中 D に該当する場合)を除いて、授業料等減免及び給付型奨学金制度における、家計急変による緊急支援の対象とはなりませんが、年2回実施する定期採用への申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能です。(審査の上、要件を満たす場合に、支援対象となります。)

- ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
- ・定年退職等、非自発的失業（次頁（3）参照）に該当しない離職
- ・雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

- (4) この事由の対象となるのは、

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助又は同法第 31 条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 34 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第 36 条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者（避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む）

です。

なお、父母がもう片方の父母から暴力等を受け、これから退避するために同伴されて上記の施設等において保護又は一時保護を受けることとなった者も対象となり得ます。また、本人が自身

の配偶者から暴力等を受けた場合にもこの事由の対象となり得ます。

(5) 本人の事由によるものであっても、生計維持者と同様の証明書類が必要になります。

2. 支援対象者の要件（基準）

- (1) 所得：年間所得の見込額（家計急変後の所得を基に推計）が、基準を下回ること
- (2) 資産：家計急変以外の場合と同じ（申込・届出時点で当該基準を下回ること）
- (3) 学業その他：家計急変以外の場合と同じ

3. 申込に必要な書類（提出書類）

申込時、下記の書類全てを提出する必要があります。

① 申請書（様式）

② 事由に関する証明書類（1. の表に掲げる証明書類）

③ マイナンバー提出書類（学生本人 及び 全ての生計維持者（ただし、死亡の場合、当該生計維持者の分は提出不要））

※所属の学校を経由せず、学生本人から日本学生支援機構に直接送付します。

④ 予期できない事由（1. の表に掲げる事由）が発生した該当者の事由発生後の所得を証明する下記の書類（ただし、死亡の場合かつ生計維持者に変更がない場合、提出不要）

- ・雇用主が発行した、給与明細書（事由発生後、毎月分）

※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要

- ・その他の所得がある場合、それを証明する書類

※住民税の課税対象となる全ての所得を含みます。（住民税の課税対象とならない収入は申告不要です。）

⑤ 学生本人及び全ての生計維持者の最新の所得（課税）証明書（ただし、死亡の場合、当該生計維持者の分は提出不要）

4. 申込・支援開始までの流れ

① 事前相談

予期できない事由（1. の表に掲げる事由）により、家計が急変した場合、その事由が発生したときから3カ月以内に（進学前に家計が急変した新入生については入学後すぐに）、所属する大学等に、「事前相談」を行ってください。この事前相談において、必要な書類や今後の手続きについて、詳しい説明を受けてください。

② 申請

予期できない事由の発生から3か月以内に3. に掲げる書類を、所属大学等に提出してください。（あわせて給付型奨学金を申し込む者については、所属大学等からまとめて、日本学生支援機構に提出されます。）

③ 審査

所属大学等及び日本学生支援機構において、提出書類等を確認の上、審査を行います。

④ 採用・支援開始

③の審査の結果を受けて、採用された者については、速やかに支援を開始します。

5. 支援中の届出（必須）

支援開始月から3カ月毎（事由発生から15カ月経過後は、事由発生の翌々年10月までの間1年毎）に、下記の書類を提出する必要があります。書類の提出の遅れや不備によって、当該期間の支援が中断される場合があります。

① 家計急変現況届《給付奨学金》、継続願《授業料減免》

② 予期できない事由（1. の表に掲げる事由）が発生した該当者の所得を証明する下記の書類（ただし、死亡の場合は、再婚等による生計維持者の変更がない限り提出不要）

- ・雇用主が発行した、給与明細書（事由発生後、毎月分）

※申込時に提出したものに追加して提出

※複数箇所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要

- ・その他の所得がある場合、それを証明する書類

6. 支援中の額の変更等

5. で提出された資料に基づき、3カ月毎（事由発生から15カ月経過後は、事由発生の翌々年10月までの間1年毎）に審査を行い、支援区分（第Ⅰ区分（満額支援）、第Ⅱ区分（2/3支援）、第Ⅲ区分（1/3支援））を判定します。判定の結果、支援額が変更になったり、支援が停止されたりすることがあります。

なお、家計急変の場合に限らず、本制度においては、学業の基準を満たさないと判定された場合は支援の打ち切りになることがありますので、しっかり学業に励むことが重要です。学校から懲戒処分を受けた場合なども支援の打ち切りになることがあります。

◎ 手続の時期と内容

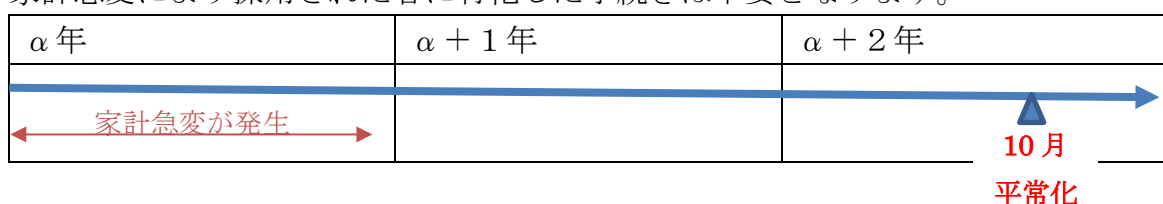
時期（例）	手続内容
N 月（例：5 月）	★家計急変の事由発生（例：5 月 3 日）
N+1 ～ N+3 月 （6 月～8 月）	【学生→大学等】事前相談、申請手続き （例：5/3 に事由発生であれば、8/3 が申請期限） 【学生等→大学等（→機構）】 ※（N+1 月～N+3 月）の所得証明等を提出
N+4 月 （9 月）	【（機構→）大学等→学生等】 認定、結果通知、支援開始 ※申請を行った月分からの支援となります。
N+7 月 （12 月）	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+1 月～N+6 月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
N+10 月 （3 月）	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+1 月～N+9 月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
N+13 月 （6 月）	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+1 月～N+12 月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
N+25 月 （6 月）	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+13 月～N+24 月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
平常化	【機構】マイナンバー情報連携で所得情報を取得し、適格認定 【（機構→）大学等→学生等】 結果通知、（要すれば）支援区分変更

三カ月スパンで確認

平常化までの間、
一年スパンで確認

(※) 平常化

α 年 1 月から 12 月に家計急変事由が発生した場合、 $\alpha + 2$ 年の 10 月分から平常化し、家計急変により採用された者に特化した手続きは不要となります。



7. 留意事項

(1) 虚偽申告について

申込及び届出において申告した内容に虚偽があるなど不正が判明した場合、それまでに支援した額の最大 1.4 倍の額の返還を求めることがあります。申告内容の正確性を期すようにしてください。

(2) 返還

虚偽申告の場合に限らず、学校から懲戒処分を受けたり、学業成績等が著しく悪いと判定されたりした場合、支援が打ち切りになるだけでなく、それまでに支援を受けた額の全部又は一部の返還等を行うことになる場合があります。

令和 年 月 日

証 明 書

下記の者については、父母等からの暴力等を理由として保護したことを証明する。

証明対象者氏名

証明対象者生年月日 年 月 日

保護施設への入所年月日 年 月 日

所 在 地

証明機関名称及び代表者氏名

電 話 番 号

公的機関が、公的機関以外の民間の保護施設（自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルター等）において保護されていることを証明する場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地（※）

保護施設名称及び代表者氏名（※）

電 話 番 号

※ 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

〔注意事項〕

- 1 「証明書欄」は、自治体等の公的機関が記入すること。
- 2 この証明書は、父母からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談所及び婦人相談所、障害者虐待に関する相談・通報窓口、自治体等の公的機関が発行するものであり、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」）の奨学金に係る家計急変採用又は緊急・応急採用に申請する際、必ず申請者本人（学生等）から機構へ提出すること（機構の奨学金に申し込まず、授業料等減免のみ申請する者の場合、所属する学校へ提出すること）。
- 3 なお、この証明書は、申請者に対し父母からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意すること。